浜岡原発第1号炉設置反対住民運動

はじめに

1967年7月5日、『産経新聞』は1面トップで、「静岡県にも原子力発電所、有力候補に浜岡町」と報じた。中部電力の浜岡原子力発電所反対運動は、このニュースから公然化した。

このレポートは、浜岡原発 1 号炉の設置を阻止するために、浜岡原発建設地点の地権者と、 その原発に隣接した榛原郡南部沿岸の漁協、これを包んだ浜岡町民と周辺町の住民、静岡県下 の反公害に取り組む団体のたたかいの記録である。

当時、日本社会党静岡県本部は、静岡県議会議員団(当時 13 人)を中心に武谷三男理論の研究会をもち、中部電力が原子力発電所を建設しようとした三重県芦浜を視察した。その結果「原発は核分裂エネルギーによる発電であり、核分裂はおびただしい放射性核物質を発生するものである。その毒性は半減期が数秒から何 万年という寿命をもち、体内外からの放射線により健康を冒し、次世代にまで遺伝的障害をもたらすものであり、絶対に容認できない」という結論を得た。さらに「原発のこの放射性物質は、環境に出ないようにたとえ抑えることができても、なくすことはできない、使用済み核燃料の処分方法も処分場所もない、まさに『トイレなきマンション』である」という結論を得た。この基本視点に立って、浜岡原発設置に反対して闘ったのである。

第1章 原発設置をめぐる当時の動き(1950年代から60年代にかけて)

1 当時の日本の原発政策

「核の平和利用」-安全性を無視した原爆・原潜の核の平和利用

日本の原発の原子炉とその燃料・濃縮ウランの発祥地は、言うまでもなく米国であった。 1953年12月8日、第8回国連総会にいて、アイゼンハワー米大統領は、「核の平和利用」 として知られる演説をおこなった。他方で、この時期は米ソを軸とする東西冷戦が激化してい く過程にあり、この年8月にはソ連が初めての水爆実験を行い、次いで米国も翌年3月、ビキ ニ環礁において水爆実験を行った。

原子力発電用の原子炉は、世界初の米原子力潜水艦ノーチラス号の動力として搭載されたのが初めてのものであった。1954年9月、原子力潜水艦ノーチラス号が就航する。原子力潜水艦の燃料である濃縮ウランについては、米国は、ヒロシマへの原爆投下以前から核弾頭を製造するために量産を続け蓄積したものがあった。

原子力発電の燃料である濃縮ウランも原子炉も、原子爆弾製造という軍事目的のために作られたものであるが、それが原子力発電に転用されたものである。軍事目的であるから、当然安全性や経済性は、当初から軽視されていた。

日本における原子力産業の形成

1954年3月、1954年度予算案の修正案が提案された。その科学技術振興費のなかに、原子 炉築造費などの「原子力予算」が入りこんでいた。それを主導したのは、改進党の中曽根康弘

であった。アメリカの原子力政策の新展開、すなわち原子力に関する国際協力、原子力の開発利用を民間企業に門戸開放するという政策に機敏に対応したものであった。

政府は前述の「原子力予算」の使途を検討し始めた。他方日本の企業も、原子力を新たなビジネスとして考えはじめていた。1954年から55年までに、日本の原子力体制は整備されていくのであるが、それを主導したのは、政界、官界、産業界であった。その舞台となったのは、1954年5月に設置された「原子力利用準備調査会」であった。政・官・産業の各界に、さらに学界が加わっての調査であった。

その折、1955 年 1 月、アメリカ政府から濃縮ウランの供与を伴った日米原子力研究協定締結の打診がなされてきたのである。調査会は検討の後、アメリカ政府の提案を受け入れることを決定した。この年 11 月に同協定は締結された。そして 1955 年 12 月いわゆる「原子力三法」(原子力基本法、原子力委員会設置法、総理府設置法一部改正=原子力局設置)が可決され、1956 年から施行された。

そして産業界も、原子力ビジネスへ参入していく。1956 年 3 月の日本原子力産業会議の創立、そして三菱、住友、三井、日立など各企業グループにより原子力産業グループが結成された。

「核の平和利用」推進者たち、社会党も軍事利用に反対しつつ加わる

その推進役に、正力松太郎の役割が目立った。正力は読売新聞と日本テレビの社長。アイゼンハワー大統領の「核の平和利用」演説を受けて、読売新聞は1954年の元日から長編連載「ついに太陽をとらえた」を始め、「核の平和利用」キャンペーンを活発に展開した。正力は、アイゼンハワー演説以前から、米中央情報局(CIA)、米国務省、米産業界と太いパイプを持っていた。正力は、1955年に富山県から衆議院議員に当選し、翌年1月に鳩山内閣のもとで、初代原子力委員長に就任している。正力は日本への原発導入を実現しようとしていた。1955年、左右に分裂していた社会党の合同の年、日本社会党は「核の軍事利用」・米国の濃縮ウラン活用の原発に反対しつつ、日本における「核の平和利用」については正力らと一緒に進めていた。社会党の松前重義衆議院議員は、原子力基本法の要綱案を作成している。

「原発は危険」国際常識

1957年に入って3月、原子力委員会は、日本に最初の商用原発を導入するにあたって、社会党などの米国のウラン濃縮燃料の活用反対の力もあずかり、イギリス製のコールダーホール型炉を導入することにした。ところが、この年の10月10日に、同じイギリスのカンブリア州ウインズケールにあるプルトニウム生産炉が火災事故を起こし、高い放射能を帯びた大量の水蒸気を大気中に放出し、ヨーロッパの国々を広範囲に汚染した。「ウインズケール・フアイアー」と呼ばれる事故であった。その頃は、コールダーホール型炉の日本への導入を前提に、日英原子力協定が最終的な合意にさしかかっていたときであった。イギリスはその協定に免責条項を入れることを提案した。それは、「イギリス製の原子炉で事故が起こった場合にはイギリス政府は一切責任を持たない。原子力発電はまだ危険を伴う段階であることを認識されたく」というものであった。導入する原発をアメリカの軽水炉に切り換えても、アメリカも同じような免責条項をもつ協定を求めてくることは日本の関係者にはわかっていた。しぶしぶ、原子力委員会は1958年12月、この内容を盛り込んだ日英原子力協定を締結した。

日米産業界による日本への原発導入

1960年代に入ると、日米産業界による日本への原発導入は急ピッチに進み、米ジェネラル・エレクトリック社と東芝 (沸騰水型)、ウエステイング・ハウス社と三菱 (加圧水型) がそれぞれ連携し、日本の電力会社と組んで原発建設を進めていった。

日本の原子力発電のスタートは 1963 年 10 月 26 日、日本原子力研究所が、米国から導入した動力試験炉 JPDR (BWR) で発電したことに始まる。なお最初の商業用原発は、日本原子力発電(国と 9 電力会社共同出資)の東海原発で、原子炉の種類は英国のコールダーホール原子力発電所であった。

日本の原子力損害賠償制度は企業育成が前提

日本国内の原発建設に伴って、原子力損害賠償に関する立法が進み、1961年6月に、「原子力損害の賠償に関する法律」(原賠法)と「原子力損害賠償補償契約に関する法律」(補償契約法)が国会で可決された。

原賠法第6条には「原子力事業者は、原子力損害を賠償するための措置を講じていなければ、原子炉の運転等をしてはならない。」とある。原子力事業者への賠償措置の強制である。すなわち原子力事業者は賠償を行うために、原子力損害賠償責任保険契約を保険会社(民間保険会社による「日本原子力保険プール」)と結ぶこと(原賠法第8条)、さらに国と「原子力損害賠償補償契約」を結ぶこと(原賠法第10条)が決められている。また原賠法には、その第3条で過失の有無にかかわらず、原子力事業者は損害賠償の義務を負うこと(「無過失責任」)、「賠償責任の集中」、すなわち損害賠償責任を原子力事業者のみに負わせること(原賠法第4条)が決められている。これらは、原発が一旦事故を起こせば甚大な被害を引き起こすことが当初から予想されることから、被害者への賠償責任をきちんと果たさせるための制度である。

しかし、原賠法第1条には、「この法律は、原子炉の運転等により原子力損害が生じた場合に おける損害賠償に関する基本的制度を定め、もつて被害者の保護を図り、及び原子力事業の健 全な発達に資することを目的とする。」とある。「原子力事業の発達に資する」、つまり事業者保 護が貫かれているのである。

また補償契約法第 3 条では、「地震または噴火によって生じた原子力損害」、「正常運転によって生じた原子力損害」については政府が損失を補償する、となっている。事故による原子力災害であっても、電力会社が、「正常運転」と主張すれば補償金は政府の支払いになる。さらに第 3 条には、原子力事故発生から 10 年以内に被害者から請求がなかった場合は、事業者に責任はない、とある。

このような責任を背負い込んで、政府はどうするのか。原賠法第 16 条は「政府は、原子力損害が生じた場合において、原子力事業者が第三条の規定により損害を賠償する責めに任ずべき額が賠償措置額をこえ、かつ、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、原子力事業者に対し、原子力事業者が損害を賠償するために必要な援助を行なうものとする。」とし、その「援助は、国会の議決により政府に属させられた権限の範囲内において行なうものとする。」と規定されており、原子力損害賠償法は、被災者の救助というよりも原発事業者の経営を支える法律になっている。

60年代のこうした原子力行政のもとで、70年代にむけて原発建設が全国展開されていった。

2 芦浜原発阻止のたたかい

1963年

1960年10月の国の電源開発長期計画(1968年度に原発運転の開始を計画)を受けて、中部電力は、建設用地の選定作業を開始した。当面の原発の規模は、出力20万から40万款、用地は130万㎡、1966年着工・1970年完成をめざしていた。中部電力(以下、中電とする)は、最初、愛知、三重、静岡の3県の海岸線沿いに3ケ所の候補地を考えていたが、1963年末に適地を三重県南部に絞って、県当局と協力しながら選定に当たった。三重県熊野灘沿岸のリアス式海岸には、数多くの湾があり入り江がある。そこには山が連なり、海岸にせり出す緑があり、海は日本3大漁場の一つであり、漁業が盛んなところである。この自然条件に中電は目をつけた。原子炉の冷却水を海から取り、高い山で囲まれた安全装置は、中電管内における原発設置にとり最高の地形であったのだろう。

その結果、中電は、建設候補地として、芦浜(紀勢町と南島町にまたがる、紀勢町は現在大 紀町、南島町は現在南伊勢町)、城ノ浜(紀伊長島町、現紀北町)、大白池(海山町、現紀北町) の3地点を選定した。

この熊野灘に原発をつくるという情報を、漁民をふくむ住民が最初に知ったのは、1963年11月30日の新聞朝刊に大きく報じられた記事からであった。実はそれ以前、同年11月15日、中電河内取締役が田中覚三知事を正式に訪問し、熊野灘への原発建設計画を県に示している。田中知事は、11月17日には商工部長と対応策を協議、11月20日、県工業課長らを関係4町に派遣、28日には4町長を知事公室に呼び協力を依頼していたのである。知事に呼ばれた4人の町長は、当初から原発誘致を腹では固めていた。

そしてその年12月末、県は芦浜、城ノ浜の立ち入り調査を許可した。

翌年、県当局とともに基礎調査を行った結果、中電は芦浜を第1 候補とする方針を立てた。これは6月に新聞報道されたが、県、中電は否定した。しかし7月原発立地調査地点として芦浜決定が正式に発表された。

建設予定地となった芦浜は、その7割が南島町、あとの3割が紀勢町に属していた。ここには漁業を主とし、狭隘な土地を農林業にくまなく利用し、静かな歴史を重ねてきた漁村があった。南島町は、真珠母貝、稚貝の養殖、良質真珠玉の生産、において発展いちじるしいものがあった。

こうして芦浜原発問題が誕生した。

1964年

1964 年に入って 2 月、南島町の漁業協同組合の代表たちが、上京して東京大学の檜山義夫教授に話を聞き、原発の温排水による漁場の放射線の汚染の危険を学び、最も原発敷地に近い古和浦漁協が総会を開き、原発反対の決議をする。3 月 7 日に古和浦漁協は「古和浦原発反対闘争委員会」を立ち上げ、3 月 15 日に南島町 7 漁協でつくる南島町漁協連絡協議会で原発反対を決議し、16 日に県漁連が「原発反対漁業者闘争中央委員会」を発足させている。5 月 14 日、第 1 回原発反対漁民大会を津市で 2000 人結集して開いている。南島町においては、6 月 22 日に町議会が原発反対決議をあげ、23 日に原発反対総決起集会・デモを 1000 人規模で実施し、同時に 400 隻の漁船が海上デモを展開した。漁業者の主な反対理由は、発電所からの温排水が真珠養殖等の沿岸漁業に大きな影響を与えるほか、事故の危険があるというものであった。他方、紀勢町議会は、7 月 27 日、芦浜原発誘致決議を決めた。これを受け、中電と県知事が会談

し、候補地を芦浜と決定し、南島町を除いた地域について精密測量を開始した。

この決定は、地元漁業者の反対運動をさらに激化させることになった。

またこの期に及んでも、南島町々長が原発容認の姿勢を維持していたため、8月1日町長リコール運動が開始された。これにより町長、助役が辞任した。

8月11日、原発反対県下漁民大会を津市で3000人をもって開き、13日に南島町漁協代表が県に陳情した。知事不在のため高谷副知事に迫り、「今後南島町漁民が同意しない限り立地調査はしない」という覚書(「髙谷メモ」)を得た。

8月24日南島町々長選挙で、無投票により山本貞三当選し、南島町では、町長・議会・漁協・ 農協・諸団体が原発反対で1本化することになった。

1965年

三重県は、新年度の予算案に原発調査費として 450 万円を 3 月県議会に提案した。これに対し、南島地区原発反対闘争委員会は反対陳情を行ったが、紀勢町は賛成陳情を行った。3 月 19 日、県下 144 漁協は、調査費の予算化反対を決定し、反対署名、県へ陳情を行った。しかし結局、調査費は可決した。

5月21日、県商工部長が、現地調査実施を南島町に申し入れたが、5月30日、南島町原発 反対住民大会に3000人、住民全戸が参加し、原発実力阻止を決議した。芦浜の現地調査を阻 止したのである。

7月県議会で、県は「熊野灘沿岸工業開発調査実施要領」を説明し、「熊野灘沿岸工業開発調査委員会」発足させた。南島町の闘争委員会は、県庁に連日300人を動員し、予定されていた副知事の芦浜現地視察を阻止した(南島町議会は視察中止を要請)。しかし紀勢町側には入った。

11月15日、県は総額67億円にのぼる「熊野灘沿岸地域開発構想」を発表した。そこには南島町と紀勢町の道路整備、漁業振興への県の投資がうたわれていた。しかし、南島町はそれに対して、11月20日、町議会の原発対策特別委員会と漁協の原発闘争委員会を一体とする「南島町原発反対対策連絡協議会(原対協)」を結成した。12月9日南島町原対協は、原発反対の署名運動を開始、同月14日に南島町町民8023人の署名簿を知事に提出した。12月県議会が開会するも、南島町の原対協が10日から18日まで連日100人を、20日には200人を動員し、全県会議員に個別陳情したところ、芦浜原発問題については「一時冷却期間をおく」という県議会決議を引き出した。

1966年

1月18日、三重県熊野灘沿岸工業開発調査委員会が、原発建設が環境や生物に及ぼす影響について「予察報告」を出し、「冷却水は真珠養殖に影響ない」と発表した。そして2月県議会において県は、原発調査費など原発関連予算として1500万余円を計上した。それに対し、南島原対協は実力阻止の態勢を固め、毎日150人が県議会を傍聴した。3月7日には、南島原対協など500人が県議会に向け原発反対抗議集会(津護国神社)とデモを展開し、3月17日には芦浜で500隻2000人が参加する海上デモを敢行した。3月28日、中電は精密調査と道路の測量を県に申請したが、知事は「しばらく待つ」ことを求めた。

7月25日、中電は南島町に調査の協力を申し入れたが、町議会は原対協に一任を決めた。

8月27日、紀勢町の錦漁協は臨時総会を開き、中電の現地調査を隣接漁協の同意を条件に認めると決定したが、9月に入り14漁協は錦漁協に抗議した。

そして9月19日、「長島事件」が起こった。中曽根康弘を団長とする「衆議院科学技術振興

対策特別委員会」の芦浜現地調査団を、南島町漁民らが海上で抗議し、視察を中止させたのである。中曽根らは長島町名倉埠頭を出航して海から芦浜を視察する予定だったが、中曽根らが乗船した巡視船「もがみ」が反対漁民の船団(約350隻)にとりかこまれて身動きできず、さらに漁民が「もがみ」に乗り移り海上保安官ともみ合う事態となった。そのため調査は中止するに至った。

9月26日、「長島事件」で三重県警200人により魚協事務所が捜索され、この日の6人を手始めに90人が逮捕、取調を受けた。公務執行妨害、艦船侵入により25人が起訴された。

11 月 15 日、中電と紀勢町が精密調査協定(①精密調査 ②紀勢町の公共事業に協力他)を締結した。11 月 25 日、長島事件の初公判が行われた(1969 年 6 月 6 日に判決が出て全員が有罪となったが控訴はしなかった)。そのような弾圧にめげず、11 月 29 日、南島原対協は漁船 300 隻、1500 人の参加により海上デモを行った。

1967年

新年早々、南島町の中電による買収済みの原発用地である新桑竈地区で、区長の土地売買独走に不満を持つグループが「原発反対同志会」を結成した。また紀勢町においても、原発補償金 786 万円の使途をめぐって、紀勢町柏崎地区において、自治会主催の町民大会が開かれ、①町長と町議の辞職、もし辞めなければリコール請求を行うという内容の決議を行った。3 月下旬からリコール署名が開始されると、4 月 5 日に町長は辞職、同月 28 日には原発に慎重な姿勢を示す新町長が選出された。

芦浜原発をめぐって原発立地地域で激しい反対の動きがあるなか、7月5日の『産経新聞』が、中電が静岡県浜岡町に原発を建設するスクープ記事を載せた。これには三重県知事も驚き、怒りをも示した。9月に入り、南島原対協に知事からの会見申し込みがあり、同月21日に会談が行われ、知事は「原発問題はここで終止符を打つ」と発言、26日にも知事は「原発問題に終止符を打つ」と記者会見で公表した。これにより南島原対協は、闘争態勢を解くこととなった。

中電と県知事が一体となって推進を図った芦浜原発は、誘致に傾く紀勢町の動きはあったが、南島町の7漁協と町議会による強い反対の意志により建設を止めることができた。芦浜原発反対の原動力は、南島町の古和浦漁協はじめ7つの漁協であった。その闘いが、1972年に知事となった田川亮三の「電源立地三原則」(地域住民の福祉に役立つこと、環境との調和が十分に図られること、地域住民の同意と協力が得られること)をつくらせたのである。ただし、中電は、芦浜原発を完全に諦めているわけではないことを付記しておかなければならない。

その闘いの裏で、中電は静岡県浜岡町に原発建設を進めていた。しかしもちろん、静岡県で も反対の闘いは取り組まれたのである。その経緯をつぎに記す。

第2章 中電の浜岡原発誘致計画と浜岡原発設置反対共闘会議の結成

1 浜岡原発設置反対のたたかいの視点はなんであったか

1967 年 7 月の浜岡町原発計画をスクープした『産経新聞』報道から始まる浜岡原発建設の動きを追ってみると、中電の原発計画は三重県熊野灘の芦浜が行き詰まったことから、静岡県遠州灘の浜岡町へと方針転換したことが読みとれる。

日本社会党静岡県本部は、県議団による研究会と並行しながら、浜岡原発反対の取り組みを

始めた。社会党は、静岡県労働組合評議会(県評)との協力会議、浜岡現地調査をすすめ、県 議団は芦浜町と京都大学原子力研究所、浜岡町を訪問し、さらに県企画調整部長との会談など を積み、社会党静岡県本部として同年8月17日、浜岡原発反対を正式決定した。そして浜岡 原発反対運動の視点を次のように確認した。1964年、三島・沼津・清水町において、富士石油・ 住友化学・東京電力と静岡県が一体になって進めたコンビナート建設計画を、新たな亜硫酸ガ ス公害反対の立場で住民が阻止した経験に照らし、原発建設に対し、新たな放射能公害を発生 させないために阻止することを目標に取り組むとし、そのための力点として二つを挙げた。

- 1 放射線公害について基本の学習。原子力発電の核分裂エネルギーは放射性物質の発生と不可分、その種類は数百種に及び、それが大気と海に排出され、人間が体外・体内において被ばくし健康を害し、遺伝的にも影響を及ぼす。さらに使用済み燃料も放射性廃棄物の安全な処理もできない。したがって絶対に原発を認めてはいけない。
- 2 浜岡への原発建設を阻止する力は、浜岡現地の地権者が土地を売らないこと,漁業者が漁業権を守りきることにある。この闘いを地元地権者、榛原南部の漁業協同組合を包括した県民の闘いにすることである。

2 中電と浜岡町 原発誘致を秘密裏に進める (第1期 1967年1月―同年7月4日)

浜岡町原発建設計画の新聞報道の内容は、浜岡佐倉地区は原発にとって最高の立地条件であり、ここに出力 50 万 時の原発を、1971 年の完成を目指して建設するというものであった。浜岡町民も、榛原郡南部の漁業協同組合の人たちも、広く静岡県民も、中電の浜岡原発建設計画を、この時初めて知った。しかし、後日明るみに出たことであるが、この日までに浜岡町においては、中電と浜岡町有力者たちの間で、原発誘致の作業が進められていたのである。関係者の話から判明したことは、1967 年の年が明けた頃、中電は、浜岡町農協の組合長・鴨川啻一氏(浜岡町長経験者 1959 年 4 月—1960 年 4 月)に、浜岡原発建設の打診をした。鴨川氏は、浜岡町佐倉出身の浜岡町名誉町民・水野成夫氏(当時『産経新聞』社社長)に相談したところ、水野氏は「火力ではいかんが原子力ならいいだろう」と言われ、鴨川氏らは原発誘致の決意を固めた。この過程では、時の町長、町議会の名は出てこない。鴨川氏たちは、この年 4 月に町長選挙があったためか、5 月末日まで、浜岡への原発誘致の動きは見せなかった。町長選挙には、現職の町長・篠崎清次郎氏が立候補している中、鴨川氏たちは、現職の助役・河原埼貢氏を擁立した。選挙結果は、河原埼氏が当選。この時点から原発推進体制をつくり始めた。

町長選挙が終わった 5 月 31 日、中電は浜岡町長に、原発設置の意向を伝えてきた。町長は、まず 6 月 3 日に佐倉地区の町会議員と相談し、10 日に中電静岡支店より原発建設の内容を聴き、11 日に佐倉地区の町議、町内会長、区の財産区長の会議を開いている。6 月 13 日、鴨川町企画室長、佐倉地区の町議 2 人は、東海村日本原子力研究所を視察する。6 月 23 日、町長、町議会議長らが中電本社へ建設の意思、方針の確認のため訪問した。6 月 28 日に、町は原発開発調査委員会を発足させ、7 月 1 日、調査委員会の東海村視察計画を決定。

要するに、7月5日の『産経新聞』スクープ以前にここまで誘致の作業がすすんでいたのである。この間の特徴は、浜岡に原発という重要政策が公開されず、町長選挙で語られず、新町長のもとで、中電とあいはかりながら、広く住民の自主的な判断を仰ぐ民主性はひとかけらも

なく、ただひたすら原発用地取得のための地元・佐倉地区対策が進行したことにある。

3 浜岡町議会 原発誘致を決める一浜岡町の住民・榛原南部漁協とそれを支える 共闘会議の結成

(第2期 1967年7月5日—1968年10月)

産経新聞社長・水野成夫氏は、まさに原発建設地点の浜岡町佐倉出身の名誉町民であり、現に中電の原発を浜岡に誘致する筆頭有力者であった。記事の中身は、「このほど中電は、浜岡町を原発建設の有力候補地と決め、同町に『建設に協力してほしい』と申しいれた、一方、浜岡町は「この地区は農業のみでこのままでは後進地としてとりのこされるだけ、火力と異なり原子力は公害の恐れがないと積極的な反応を示し、すでに非公式に、東海村へ職員を派遣し現地調査をしている」と報じた。この日から、静岡県民にとって、浜岡原発建設計画、この課題が大きな社会問題となっていった。中電と浜岡町は、原発推進を隠然たるものから公然とした取組みに変えた。寝耳に水、この時点から県民各界の原発反対の動きがにわかに高まった。

(1) 中電と浜岡町の動き

『産経新聞』が「静岡県にも原子力発電所」を報じたその翌日の7月6日、三重県において も新聞各紙が中電発表として「静岡県にも原発候補地。芦浜を上回る規模、申し入れがあれば 調査」と1面トップで報じていた。

浜岡町は、7月9日から1泊で、町長、議員全員、地元町内会長と住民、各団体代表50人で東海村の原発と原子力研究所を視察した。この後、7月中旬に連日にわたって、地元を始め町内会で経過説明会を開催している。隣接町の御前崎町、相良町、大浜町、小笠町、菊川町にも出向いて経過説明をしている。この一連の説明会が終わった7月21日に浜岡町開発調査委員会は関係地主連絡者を選出している。この上で開発調査委員会は、7月25日に中電本社の意思を再確認している。中電は、まず浜岡町の建設予定地のテストボーリング調査を町に申し入れ、7月21日に、佐倉2区と桜が池の土地所有者代表と打ち合わせを始め、8月1日にその地点を決定している。8月3日、町議会全員協議会を開き、原発誘致について協議し、原発誘致に全力を挙げることを確認し発表した。この全協において、テストボーリング調査を了解している。中電は翌日の4日から、原発の適地調査の地盤予備調査ボーリングに着手し、町は22日にその調査結果報告書を受理している。

このころ、8月10日発行の浜岡町の広報紙『広報はまおか』に「原子力発電所を解剖する」という原発特集を組み、こんな記事を載せている。「地震が来ても大丈夫―専門家も認めている高い安全度―原子爆弾とは違います。放射能は心配ない一使用済み燃料は厳重に処理」と原発の安全性のPRであった。8月24日、町議会全員協議会が開催され、これまでの浜岡町開発調査委員会を浜岡原発調査委員会に名称変更し、原発受け入れ用意に重点を移していった。最初にやったことは8月下旬から9月上旬まで、地元佐倉地区4つの区の土地所有者や町商工会の1泊2日の東海村視察であった。東海村の視察が終わったあと、土地所有者と中電の土地買収にからむ説明会へと移行していった。そして9月28日、広中中電静岡支店長が浜岡町議会全員協議会に出席し、「浜岡町佐倉に原発を建設したい」と正式な申し入をした。同日、浜岡町全員協議会はこの申し入れを受け入れた。

(2) 原発反対、住民が立ち上がる

浜岡町民で最初に原発反対の声を上げたのは、農民の A さんであった。浜岡町塩原に住む、50 歳代の A さんは、浜岡に原発を!の『産経新聞』の記事を読んで、小躍りする思いで、関東の原子力研究の会社に勤めている息子に、浜岡に原発ができる、浜岡に帰って来れるぞ!と手紙を書いた。すると息子から、「日本列島のど真ん中に原発なんてとんでもない。東京が風下、もし事故が起きたら大変だ、それに浜岡町の上水道の水源地が危ない」といった内容の手紙が戻ってきた。びっくりした A さんは、この手紙を持って友人たちに知らせてまわった。A さんが自民党の N 代議士の後援会に入っていたのでその仲間などにまわった。魚屋の主人、多くの豚舎をもつ畜産家、つくだ煮屋などが親身になって聞いてくれた。間もなく畜産家の山本喜之助さんの家に夕食がすむと集まるようになった。やがて 30 人ほどの同志ができ、1967 年 10月9日に、A さんの息子さんを招いて浜岡原発研究会を開いた。この人たちが原発反対の会を結成し、白地に紺の文字で「浜岡原発反対有志会」という旗をつくった。

浜岡町池新田に住み、戦時中から文学サークルの活動をしていた小野芳郎さんのところに浜岡原発を憂うる人びとが、浜岡町や近隣の町から集まってきた。浜岡町の隣の町・小笠町の共産党の岩科哲夫さん達は、1967年7月20日、浜岡原発反対の組織としては最も早い「浜岡原発設置反対対策会議」を立ち上げた。この会には地元佐倉の榑林靖男さんはじめ、小笠郡、榛原郡などの高校の先生たちなど多くの人たちが結集した。研究会を重ね、1967年9月20日に「浜岡原発研究会」を発足させ、22日には「浜岡原発研究ニュース」第1号を出している。浜岡町勤労者協議会が、9月6日、会員25人と県評役員・社会党県議3人で懇談会をひらき、原発反対を確認した。小笠郡医師会は、1967年8月9日、浜岡町に対して、「原発を誘致しない」よう申し入れている。

(3) 榛原・漁業者のたたかい

榛原郡南部には、5つの沿岸漁協(御前崎、地頭方、坂井平田、相良、吉田)と御前崎の遠 洋漁協がある。浜岡町の漁業者は御前崎漁協に属している。この5つの沿岸漁協は、御前崎西 方の原発建設予定地先である遠州灘・浅根漁場から駿河湾は大井川河口までを主要な漁場とし ている。寝耳に水の浜岡原発建設計画を知るや、1967年7月18日から19日まで,榛南5漁 協は各組合長と委員 11 名で、三重県芦浜の視察を行った。その翌日、芦浜地区視察報告全体協 議会を相良児童館で開催した。7月24日には、5つの漁協は浜岡原発反対で意見一致し、原発 に反対し豊かな漁場を確保し、あわせて住民の生活確保を目的に、浜岡原発設置反対協議会を 発足させた。8月2日、漁協原発反対協は、県漁連に原発反対の要望書を出す。8月5日には、 浜岡、相良、御前崎、榛原の各町長、議長と漁業者代表の会談を開いている。漁協原発反対協 は、8月4日に中電が浜岡において適地調べの予備調査ボーリングに入ったことを知るや、「実 力で阻止する」と抗議文を中電静岡支店に送った。漁協原発反対協は、このボーリング阻止を 掲げて、8月11日に、浜岡原発設置反対漁民大会を相良町公会堂出900人の漁民が参加して 開き、更に浜岡町にバスで移動して浜岡町役場を訪れ、代表が町長に会い、ボーリング調査を 取りやめるよう決議文を渡し交渉すると、町長は「町はまだ決めたわけではない、ご意見は尊 重する」と答えた。この後、浜岡町内をデモ行進した。漁協原発反対協は、この時期に、静岡 大学の林弘文先生、名古屋大学の安野愈先生を招いて研究会を行なっている。相良町では、漁 協代表が、町内全区長との懇談会を開いている。

(4) 浜岡原発建設に対する各政党の基本的な態度

自由民主党浜岡支部は1967年8月26日に大会を開き、「原発設置実現の決議」をしている。 民社党静岡県連と全日本労働総同盟静岡地方同盟は同年9月7日に共同声明を発表、その中で「安全性が確保され将来性が高い原発を進めることに賛成である」とした。公明党静岡県連は、同年8月25日、「産業の発展と地域開発に役立つことから原発建設に賛成する」と声明を出した。日本共産党は、同年8月15日、原発設置反対を表明。社会党は同年8月17日、県本部執行委員会において浜岡原発設置反対を決定した。

(5) 静岡県評、小笠地区労と小笠郡勤労協連合会、社会党県本部の連携した闘い

県評と社会党の事務局は、7月12日から18日にかけて、榛南漁協と浜岡佐倉現地と地元小笠郡の勤労者協議会に、調査とオルグ(=組合や政党の組織拡充などのため、本部から派遣されて、労働者・大衆の中で宣伝・勧誘活動を行うこと)に入った。担当は、県評は志村保夫総評労農オルグ、社会党は櫻井規順県本部書記であった。漁協も三重県芦浜の漁協を訪問し、反対協議会を立ち上げる準備を進めていた。浜岡佐倉の浅根漁場の沿岸の砂地の畑で働く農民たちに話しかけて歩いたが、原発に関する確かな情報はなく、一昨日地域の家の建前に集まった時には原発の話で持ちきりであったと不安を語っていた。掛川の勤労協は、浜岡町を含む小笠郡の、郵便局職員と教員が中心の居住地組織で、学習会を始めていた。

県評と社会党は、8月17日、小笠地区労、小笠郡勤労協と4者会議を持ち、9月17日に4者で「浜岡原発反対会議」を立ち上げ、浜岡町で講演会を開催することを決め、8月27日には浜岡町に原発撤回を申し入れた。県評と社会党は、浜岡、榛南、掛川に、9月1日から3日まで建設予定地の農民に対する第1時オルグ、9月6日から7日まで榛南漁協、浜岡の活動家に対する第2次オルグ、9月23日に翌日の講演会を成功させるための浜岡における第3次オルグを展開した。講演会の開催は、浜岡町民、榛南漁業者が参加できるよう街宣車で浜岡町民に呼びかけ、原発反対の団体の力を結集して開催した。講演会の主催は、「原発講演会世話人会」とし、9月24日に、講師として服部学先生を招いて浜岡文化センターで開催した。講演会には次の人達が参加した。浜岡町と小笠町の住民170人、榛原南漁民110人、小笠勤労協11人、小笠地区の労働組合16人、世話人10人 合計317人が参加、会場は満席であった。

(6) 社会党静岡県本部の取り組み

1960年代前半、沼津三島コンビナート阻止の闘いに取り組んだ社会党静岡県本部にとって、 浜岡原発への対応は緊要なことであった。県議団が、1967年8月2日~3日にかけて、社会党 三重県本部、芦浜の南島町漁協、京大原子力研究所を視察し、8月6日には県企画調整部長に 見解を聞くと共に慎重に検討することを要請した。同月15日、浜岡町に県会議員9人を含む 調査団を派遣して現状把握につとめ、そのなかで沼津三島コンビナートにもまさる危険性を指 摘した。8月17日、社会党静岡県本部執行委員会において、浜岡原発設置反対を決定。8月26日、執行委員会は、浜岡原発反対の声明を出し、浜岡原発設置反対対策委員会を発足させた。

(7) 浜岡原発設置反対共闘会議の結成

9月24日の講演会に集まった団体の間で共闘会議結成の話が燃え上がり、急速に組織化が進み、10月3日、浜岡原発設置反対共闘会議が結成された。参加団体は、浜岡原発反対有志会 (浜岡町民の組織)、漁協原発反対協議会(榛原郡南部の6漁協・御前崎、坂井平田、地頭方、 相良、吉田、御前崎遠洋の各漁協)、浜岡原発研究会(小笠郡下の共産党系の住民組織)、浜岡原発反対静岡県会議(静岡県評、小笠郡勤労協、小笠地区労、社会党静岡県本部)で、共闘会議結成後の原発反対の行動は、この共闘会議と連携した活動として展開された。

(8) 原発に対する、反対と推進者の見解の違いが鮮明になる

原発に対する共闘会議の見解

この頃の、原発に対する学習は、服部学先生の著書『原子力発電の安全性』と先生を招いての講演会、他には武谷三男先生の論文「活発化する原子炉問題」、武谷編の『死の灰』『安全性の考え方』(共に岩波新書)をテキストにしていた。日本原子力研究所労働組合の研究情報も学習資料になった。そして原発反対運動の実践経験として、中電の三重県芦浜原発に対する漁民の闘いがあった。

この時点の、原発反対の視点は、以下の通りである。

- 1 核分裂による発電は、放射性物質の発生と不可分であり、その種類は 100 を超し、自然の放射能は人体に慣れているがこの人工の放射能はどんなに微量でも人体に蓄積され、遺伝的障害も含めて危険である。その放射能の半減期は、ヨウ素 131 は 8 日、セシウム 137 は 30 年、プルトニウム 239 は 24100 年。発生した放射性物質は、核燃料棒の中に死の灰としてたまり、原発から放出される放射性物質は、大気中にも、海水中にも、日常的に「許容線量以下」と言われる量が排出される。使用済核燃料の処理方法はまだできていない、「トイレなきマンション」の状態である。
- 2 アメリカでは、原発の安全性は広大な無人地帯で保障されると言われているが、浜岡は日本列島のど真ん中で、風下には最も人口過密の東京がある。原発が使用する水源は、浜岡町上水道と同じ新野川河口であり、汚染されないであろうか。
- 3 浜岡原発地先の海は、海の八百屋と言われる豊かな漁場であり、原発周辺は牧の原に連なるお茶の産地であって産業への影響は大きい。核分裂発電は絶対に許してはいけない、と確認し合った。

浜岡町の広報

浜岡町は、1967年8月10日と9月10日、『広報はまおか』で原発の特集をした。編集は、日本原子力産業会議であった。広報は浜岡町の世帯数3415戸に配られたものである。そこには安全性について以下のように記されていた。

- 1 原発からごくわずか放射線はでているが、自然の放射線の100分の1以下という微量なものです。
- 2 原子炉設備から出る水は、放射性物質を取り除き、原子炉の冷却水として再使用しない水は 大量の水に薄めて、海に放出します。その放射能は天然の水に含まれる放射能の量と変わり ません。
- 3 原発の運転中には放射能をおびたガスもわずかに発生しますが、しばらくタンクに貯蔵して放射能が弱まってから、ガス浄化装置で放射性物質を取り除き無害にしてから放出します。
- 4 個体廃棄物は焼却処理し、燃えないものは圧縮してドラム缶にセメントで固めて貯蔵庫に入れ半永久的に保管し、その後はこれらを深海に沈めることが国際的に検討されています。
- 5 海に放出される冷却水は、50万 Kw 電気出力の炉の場合、1 秒 35 b, 、取水口と排水口の温

第3章 浜岡町佐倉の地権者の抵抗とそれを支える活動

1 1968 年―中電へ土地は売らない闘い

中電・浜岡町・静岡県の原発推進一体化に向けて

1967年9月下旬に入って、浜岡原発推進勢力である中電・浜岡町・静岡県は連携しながら動きだした。一方、浜岡原発に反対する勢力である浜岡町民と周辺の自治体住民、榛原南部漁協、社会党・県評ブロックなども浜岡原発設置反対共闘会議と一体になって闘い始めた。

推進勢力の動き

9月28日午前、浜岡町議会全員協議会が、中電の広中静岡支店長を迎えて開かれ、町議会は「土地の買収価格、補償その他の条件が充たされた場合,原発建設に全面的に協力する」と決定した。この日の午後、浜岡町長、町議会議長が県知事を訪問し、原発の浜岡町受け入れについて協力要請をした。その直後、中電の加藤副社長も知事を訪ね,浜岡町を第1候補地として原発を建設すること、29日から関係地主,漁業関係者と土地買収・漁業補償の交渉を進め、並行して精密調査を進めたいと申し入れた。知事は、このとき、「浜岡町と中電から依頼された以上は土地所有者や漁業関係者との仲介の労をとっても良い。漁業問題は経済部、建設問題は企画調整部を窓口にして県も原発建設を進める」、「加藤副社長から協力を求められた以上できるだけのことはする」と発言している。29日、浜岡町は町議会定例本会議を招集した。ここで中電副社長は、昨日の全員協議会の決議を感謝し、改めて正式に浜岡町に原発建設の申し入れをし、浜岡町は町議会本会議においてこれを受け入れた。浜岡町は、これまで、中電の原発を誘致するという姿勢から、原発を受け入れ建設するという姿勢に転換した。この後、県の後押しを得て、中電と浜岡町の原発建設の中心課題は用地買収となった。

浜岡町佐倉の原発建設予定地の面積は163万㎡、建設予定敷地内の地主は248戸。この地主たちは、建設予定地内の上の原の9戸の農家をはじめ、佐倉1区(玄保・洗井・法の沢)、佐倉2区(郷)、佐倉3区(桜ケ池)と広がっていた。この地主たちは、区ごとに、1967年7月には原発誘致の経過説明を受け、8月には東海村に1泊2日の原発視察に出かけ、9月には土地所有者説明会を受け、11月からはいよいよ土地所有者の補償基準の説明会へと運ばれていくのであった。

1968年2月・土地の損失補償価格の提示

中電から、1968年2月5日に第1回、3月10日に第2回目の土地価格が示された。1回目の価格は町の見込みよりも低いため撤回され、2回目は、1回目より20%ほど高い価格が提示され、畑は最高105万円が示された。しかし会場となった佐倉公民館では、中電と町への地主たちの憤懣が充満した。そのため町長も助役も立ち往生し、NHKの取材も止められた。集まった地主たちには、価格提示を拒否する声が強かった。たとえいくらであっても先祖代々の土地を売りたくないという原発建設予定地内の地主の意見も出されている。3月には、価格交渉は、

地権者全員と中電・町が個別に進めるのでなく、交渉にあたる地権者代表を選出する提案がな されるが、地権者たちは代表を選ぶのはダメ、直接自分たちで交渉したい、という声が出され た。

反対勢力の動き

1967年9月24日、浜岡原発を考える講演会に参加した団体は、翌10月10日に第1回幹事会を開き、この日をもって浜岡原発設置反対共闘会議を結成した。共闘会議の活動は、共同行動とそれぞれの団地の単独行動によって進められることとなった。浜岡町の住民組織である原発反対の有志会は、連夜のように仕事が終わると、会長の畜産農家・山本喜之助宅に集まり、学習なり懇談を進めた。

榛原の漁民の原発反対協議会は、9月28日の午後に、中電副社長や浜岡町町長が慌ただしく 県知事を訪問した日であったが、その日の午前に5漁協の代表5人が知事を訪問し、「原発の 建設は地元漁業に大きな被害をもたらすので、原発設置は反対である」と陳情をしている。さ らに、漁民反対協は榛南地区4町(御前崎、相良、榛原、吉田)の全戸の原発反対の署名運動 に取り組み、11月14日にはそのすべてから署名を集めている。

浜岡原発反対会議(県評、小笠地区労、小笠勤労協、社会党)は、9月27日、原発の誘致決議 をした浜岡町議会全員協議会の前日、浜岡町に誘致決議を思いとどまるように申し入れた。ま た同反対会議は、11月10日、中電静岡支店に浜岡原発の建設計画撤回の申し入れを行った。 同反対会議は、浜岡町池新田に家を借りて現地事務所を設け、常駐者2人(櫻井規順、志村保 夫)を配置した。12月10日の掛川市における第5回地方政治を語る会など、多くの原発学習 会を開催した。社会党県会議員団は、9月定例議会中の10月3日、代表質問に立った湯山利議 員がその全部の時間60分を使って、浜岡原発に対する知事の姿勢を糾弾した。知事は、浜岡原 発は、中電と浜岡町、中電と漁業者が、当事者間で決めることだと言い、原発の安全性は原子 力関係 18 の法律で国が保証していると公言した。湯山議員は、東海村の原子力研究所を訪問 した折に、保険安全部長の根岸博士が「原発は危険なものだと考えるのが正しい」と指摘して いたこと、AEC(米原子力委員会)には原発建設に伴う住民の安全のための 70 項目の設計基 準があるが日本にはない、20 キロ半径の2 市11 町村の人口は30 万人で日本の他の原発に比 べても人口密度は最も高く、建設予定地の遠州灘は過去700年をふりかえると、全国的にみて も地震と津波、台風が多い。浜岡に原発をつくってはならない、今、県の総合調整指導が必要 である、と訴えた。知事は答弁に立ち、当事者間で決めること、安全性は国が負うと、5分ほ どの短い答弁をしている。議場からは怒りの声が上がった。

地主の皆さん!土地を売らないでください!共闘会議の共同行動がたかまる

1968年が明けると、共闘会議は、原発建設予定地の浜岡町佐倉の農家に、土地を売らないように呼びかける活動にとりくんだ。共闘会議は、1968年1月6日、第5回幹事会を開き、1月31日から毎週日曜日に、佐倉の地主の農家にビラ『原発速報』を手配りしながら、声をかける活動にとりくむことを決定した。毎週水曜日の夜、桜ケ池の池之宮神社の研修室に集まり、情報を集めてビラを編集した。日曜日の午前10時から戸別訪問のビラ『原発速報』配りを行った。編集会議にも、ビラ配り、声かけ活動にも、浜岡町内の有志会、榛原の漁協反対協議会、小笠郡下の原発研究会、原発反対会議のメンバー20人くらいが毎回参加した。この活動を、1

月31日の第1回から、5月12日の第16回まで続けた。

原発は将来へ、放射能公害をもたらすものであり、つくらせないようにしよう。

「平常の運転でも微量の放射能が出る、事故・地震の時は大変なことになる、放射能から大気と土地、海と漁場を守ろう、佐倉の地権者と榛南の漁業者と周辺住民の力を合わせて原発を追い返そう」と、佐倉の 200 軒くらいの農家に『原発速報』を配りながら話した。『原発速報』第3号ではイギリスで 1957年に起きたウインズケールの原発事故が放射性ヨード・死の灰を環境に放出したこと、浜岡と同じ東海原発の原子炉にもヒビ割れが発見され運転停止したニュースなどを報じた。第5号では、中電と町が、買収交渉を進めるために地権者の代表を選ぶ提案をしたときに、直接交渉を要求する地権者と対立し混乱したことを報じた。第9号では、300隻の海上デモのこと、海は売りません、漁業者と地権者が力を合わせて原発をくいとめようと訴えた。

原発設置反対の海上デモと陸上の集会を開く

中電、浜岡町、静岡県が一体になって、原発の用地取得の工作、漁協に対する懐柔策が目立ってくる中で、共闘会議は、榛南漁民の原発反対協議会の組織を挙げての海上デモを包んで浅根海岸で陸上での集会の計画を立てた。3月20日、参加した漁船215隻(2 トッから7 トッ)、漁民645人、そして陸上では250人が、花火を打ち上げて呼応した。漁船は漁協別に、御前崎60隻、地頭方40隻、相良20隻、坂井平田35隻、 吉田60隻であった。午前9時に御前崎港に集結し、9時30分出発、11時に原発予定地の地先の浅根海岸に到着。楕円形の船列を組んで原発反対の気勢を上げ、午後2時30分に御前崎港に帰港した。海上保安庁は、海上保安船「あしたか」(御前崎保安署)、「しきね」(下田海上保安部)、「むつき」(清水海上保安部)を警戒につけた。

浅根海岸(原発予定地)には共闘会議の人たちを中心に、浜岡町の原発反対有志会の会員など町民、原発予定地内に住む農民の姿も多く見えた。小笠郡下、榛原郡下から集まった人たちが中心であった。浜岡原発反対有志会の会員が用意した花火を 10 発打ち上げ、気勢を上げた。

2 中電・浜岡町・静岡県総がらみの土地買収が進む

佐倉地区の地権者たちへの共闘会議の働きかけは、1回ごと200軒の農家を回った。庭先では、どこの農家も『原発広報』を待っていたかのように受け取り、素直な会話が続けられた。立ち退きの対象になっている農家は深刻で、毎日曜日に伺って話をしていると、「去るも地獄、残るも地獄ですね」と言い、もう原発をやめてもらうしかないという心境を語ってくれた。3月に中電が第2次の土地の価格提示を行ったが決裂状態は続いた。町と県の働きかけもあり、事態打開をはかるべく、中電により買収地価の交渉を行う地権者代表委員を選ぶ話が進んでいた。結局、5月に代表委員22人が決まり、さらに6月にその中から代表交渉委員7人を決めた。委任状を出すための説明会が開催されたが、地権者たちは参加していない。しかし地権者の委任状集めがすすめられ、町内在住地権者241人のうち209人が提出した。6月、7月と中電静岡支店において、交渉がすすめられたが、7月24日にこの交渉は打ち切られた。そして交渉に地権者の姿は消え、中電と浜岡町長、議長との交渉に委任された。

8月に入り、中電・町・県の総がらみで、用地買収交渉は次のように進んだ。8月9日、「浜

岡町と中電の原発設置に関する協定書」締結。8月14日、中電・町・県と用地交渉委員会の会談がおこなわれ、基本的条件についての交渉が妥結し、「用地の売買並びに補償に関する仮協定書」が結ばれた。8月17日、地権者を中心に、「佐倉地区原発対策協議会」(佐対協)が発足した。原発設置に関連して佐倉地区の公共施設整備を町に要求する組織でもあった。8月31日には「浜岡原発対策協議会」が発足した。これは原発設置に関連して、浜岡町の公共施設等の整備を推進するために、浜岡町の各分野の代表46人からなる組織であった。ここでいう、公共施設とは、道路、学校、役場庁舎、上下水道、グランド、公民館などである。これらの動きは、佐倉財産区土地売買仮契約書の締結の動きと併せて、静岡県と浜岡町が、国の行財政制度を活用して中電から協力金を引き出す最大限のとりくみを組み立てたものである。

このからくりから出てきた浜岡原発の用地売買補償価格は、農地 A の場合、10 アール当たり、125万円+15万円の調整金+離農補償金+協力金であった。この協力金は、定額では示されず、今後の、町と県が中電との交渉によって決まるという期待値であった。1968年10月12日から13日まで、中電と地権者の間で個別調印が行われ、240人の地権者が調印した。このとき、地権者は、その時点で決まっていた売買価格の半額を受領している。

3 共闘会議、売らないように! 交渉一任はしないように!訴える

原発設置の地元である佐倉の地権者たちが、自らの土地の売買交渉の権利を交渉委員に一任していく姿は、さながら自らの農地を確保する権利すら放棄しているように見えた。7月から、委任状を出さないよう農家訪問をする活動を進めた。共闘会議は、地権者の皆さんに、「原発待った!」の呼びかけをし、榛原の漁協との原発反対の結束の強化をはかることをめざして、漁協原発反対協議会が参加するデモを計画した。7月20日、浜岡原発反対強化大会を実行した。午前11時30分に御前崎港中央埠頭に漁協原発反対協議会と浜岡原発反対有志会、革新団体が一体になって集会とデモを行った。600人が集まり、集会のあとバスで浜岡に出かけ、中心街をデモ行進した。

静岡県議会9月定例会において日本社会党の鷲野尚策県議が質問に立ち、次のように知事の責任を追及した。浜岡町の原発対策会議の要望に応えて、県は中電・浜岡町と一緒になって、土地買収の推進について援助・指導・指示をし、浜岡町と中電が、「原発設置に関する協定」を結んだが、原発の危険から住民を守るものではない、県は、浜岡原発の建設を推進する活動を中止することを求める、というものであった。この質問に対して知事はまともに答えず、再質問に演壇にあがった鷲野議員は「私の具体的な指摘に答弁がない。きわめて遺憾である」と発言している。

8月の段階で、地権者と中電との間で、用地売買に関する合意が成り立ったが、原発建設予定地内に住む9軒の地権者は10月末にいたるも合意していなかった。この地権者たちの多くが、共闘会議と連携のとれている方で、立ち退くことに同意していなかった。結局は、国の「公共用地取得に関する特別措置法」の適用期限が、10月29日をもって切れるということから、10月29日に9人は浜岡町役場に缶詰めになって説得され、ついに折れてしまった。その内容は、公共に用地を提供して得た1200万円までの収入は無税適用するという条項にあった。

結局、原発用地は、財産区の土地を含めて、すべてが中電に売り渡された。地権者たちの動機は、原発の安全を信じたのではなく、やむを得ず金銭収入を得るということにあるが、農村特有な共同体意識や強大な政治力に屈するものでもあった。原発に対する不安、反感などかな

り内在していたが、言おうとしても言えない空気が支配していた。町民が、自由に、民主的に、 公開された状況で語り合うことができなかったのは、行政の大きな責任である。

第4章 榛原南部の漁協の浜岡原発反対協の闘い~ 1967年7月から1969年末にむけて・榛原南部漁協の反対運動

1 榛原南部の漁協、浜岡原発反対協議会を結成

1967年7月5日の「産経新聞」のスクープ記事で浜岡に原発をつくるという情報を知るや、 榛原郡南部の駿河湾に面した5つの沿岸漁業協同組合の組合長5人と委員11人は、同月18日から19日まで三重県芦浜を視察した。翌7月20日に、相良児童館で視察報告会を開催した。 その報告のなかで、尾鷲火力の場合、冷却水によって海水温が5℃から9℃上がると、プランクトンが死滅するということ、海流に変化の恐れがあること、原発建設地につくる道路は原子炉の非常事態に備えるものであることなどが指摘された。

この視察と報告集会を経て、5 漁協の役員は、浜岡原発設置反対で意見が一致した。ひきつづいて、7月24日には、この5つの沿岸漁協に、御前崎遠洋漁協が加わって、浜岡原発設置反対協議会(会長・畑藤十)を発足させた。主旨を、「原発に反対し有力漁場と漁業生産を確保し、併せて住民の生活保全をはかることを目的とする」と決議した。そして漁協原発反対協議会を結成するや、浜岡原発設置を阻止するために、たたかう態勢づくりを進めた。

2 1967年・反対協の闘い

榛南5町の町長・町議会議長・議員・住民に対する働きかけ

その闘いを年表風に記していく。

1967年8月2日、榛南5町の町長、町議会議長に原発反対の要望書を手渡す。県漁連に要望書を渡す。5日、隣接3町(浜岡、御前崎、相良)と榛原の各町長と町議会議長と漁業者14人が会談。13日、榛南5町の議員に対し漁民の原発反対の理由を陳情する。9月2日、漁民代表9人、相良町全区長と懇談。10月23日、榛南5町に、原発反対の立看板を立てる。このころから、榛南5町において全戸署名活動にはいる。11月14日、榛南5町の全地区のほぼすべての住民から浜岡原発設置反対の署名を集約する。

中電の浜岡現地のボーリング調査阻止を掲げて行動を起す

8月1日から、浜岡建設予定地・佐倉の海岸では、中電が予定地決定に必要なボーリング調査を開始していた。浜岡原発設置反対共闘会議結成の2ヶ月前、漁協原発反対協議会は、8月4日、中電静岡支店に「中電のボーリング調査を実力で阻止する」という抗議文を送った。漁協反対協議会は、8月11日、相良町公会堂に1100人が結集し、浜岡原発設置反対漁民大会を開催した。この集会のあと浜岡町でデモを行い、役場にもおもむき原発断念の申し入れをおこなった。

県漁連と県西部の漁協に対して

8月2日、漁協原発反対協議会、県漁連に原発反対の要望書を手渡す。4日、県漁連、原発研究会を開く。清水以西の14漁協・代表者50人が出席。県水産課長と県企画課主査が説明。

4 日 浜名漁協 近く役員会を開いて原発建設反対を正式表明すると静岡新聞が報道。27 日、 県漁連役員、福井県の美浜原発を視察。10 月 26 日 県漁連第 5 回大会、原発の安全性の調査 研究を決議。

知事と折衝

9月28日、漁協原発反対協は、各組合から5人ずつ30人が県庁を訪問し、畑藤十会長ら代表5人が、竹山知事に「浜岡原発反対・原発建設は地元漁業に大きな被害をもたらす」との文書を手渡す。12月18日、反対協議会役員が県庁を訪問し、知事と会談。知事は「漁民の意思を抑えて県が原発を強制することはしない」と確認する。

浜岡原発設置反対共闘会議の結成に参加する

9月23日、浜岡町文化センターで浜岡設置反対会議が開催した、服部学(立教大学教授)の 講演会に、全体参加者317人のうち漁民は110人が参加した。このとき参加した団体が共闘会 議結成に意気投合し、10月5日浜岡原発設置反対共闘会議が結成された。漁協原発反対協議会 も参加、また浜岡町佐倉の原発建設地の地権者も個人で参加した。このあと御前崎漁協の事務 所2階の外壁に、「浜岡原発反対共闘会議」という大きな看板が掲げられるようになった。漁協 原発反対協議会は、この時期に、独自の学習会として、8月26日、安野愈(名古屋大学理学部) 氏を招き原発講演会を開催している。

3 1968年・原発推進包囲の中で、反対協、原発反対を闘い抜く

中電は 1967 年の後半、原発建設を浜岡町に申し入れるのでなく、あの手この手で浜岡町側が原発を誘致するように持ちかけてきたが、榛南漁協に対しても、同じ手法で包囲作戦を行った。

原発推進の動きに抗して その1 浜岡町佐倉の地権者への土地買収の動きに抗して

1967年、年末から浜岡町佐倉で、土地買収の話が急速に進んでいたことは前述した。漁協原発反対協は共闘会議の軸として、佐倉の地権者に土地を売らないように働きかけた。1968年1月31日から5月12日まで、毎週日曜日の午前中、浜岡町と近隣の町の原発反対の活動家と一緒に、10人の漁民が佐倉の地権者宅200軒を、『原発速報』を片手に訪問し、危険な原発を認めないようにしようと話して歩いた。

3月に入り、第2次土地価格が提示されるも決裂状態になり、この時期、反対協は原発建設予定敷地内の立ち退き該当農家を始め地権者に激励するとともに、3月20日に榛南漁協原発反対海上デモを決行した。この海上デモは、地権者への連帯と併せて、中電が漁協に、原発の「正しい説明会」開催を求めるなど懐柔策が目立ってきたこともあって、原発反対の意思を示すために取り組んだものであった。漁協反対協が、原発反対の集会やデモに取り組むときは、漁協組合員は漁にでてはいけない、こんぶ1片採ってはいけないという徹底ぶりであった。

原発推進の動きに抗して その2 原発対策審議会の漁協懐柔策の動きに抗して

1967年8月2日、漁協反対協は榛南5町長に原発反対の要望書を手渡した。このうち、相良町長は、9月に入って東海村の原研と福島原発建設の様子を視察に行き、9月19日に視察報告会を開催した。この中で町長は、漁協30人と榛南5町の町長・町議会議長で20人、全体で

50人の原発対策審議会の結成を提案している。10月14日、漁協代表9人は相良町長と懇談会を行い、12月22日、対策審議会の発会に向け参加審議員50人で3時間かけて討議,原発建設阻止のため審議員全員一致の反対運動を進めることを申し合わせた。1968年1月20日、浜岡原発対策審議会が発足し、3月27日、同審議会は原発予定地先の浅根漁場の漁場調査に取り組むことを決めた。4月15日、同審議会に招かれた県水産課と漁場調査について協議し、5月13日に県水産課と漁協、5月27日には漁協反対協の全体協議を経て、6月6日、浅根漁場調査が始まった。県調査船「するが丸」、漁船40隻が出て6月から7月中旬まで、浅根漁場の調査を進めた。

9月10日、県水産課と県水産試験場は、原発対策審議会に浅根漁場調査報告を発表した。その結論は、海水温が摂氏40度ならプランクトンに異常はないこと、海水温の徐々の変化は心配ないこと、であった。この調査は、かねて中電から原発建設に伴う海洋調査として申し入れがあった事項であり、この漁場調査に入る前の5月13日には、県水産課と漁協が協議している。6月5日、漁協反対協議会が、原発に対する統一見解を発表した。原発対策審議会から、あたかも原発は心配ないかのような話が出てくるようになったことから、漁協反対協議会が統一見解を発表したのである。統一見解中の5項目は、「原発は漁場の喪失、資源の減少、資源の質的変化、生産物の放射能汚染、生産物の経済性低下」であり、原発反対の理由であった。そして7月20日、原発設置反対強化大会が開かれたことは、前述の通りである。

原発推進の動きに抗して その3 妥協し補償交渉に傾く流れに抗して

1968 年 8 月、榛南 6 つの漁協の組合長が一斉に組合長を退き、原発反対協の相談役になった。それまでは、漁協反対協議会の方針が漁協の方針であり、協議会と漁協は原発反対運動を一体として取り組んできたが、今後は別々ということになった。漁協反対協のトップも、これまで畑藤十(相良漁協組合長)であったが、小野田尚策(御前崎漁協役員)が新たに選出された。10 月 18 日、榛南 6 漁協と福田、浜名の漁協が「原発関係漁協合同会議」を結成し、この日、中電と懇談した。10 月 25 日、漁協反対協は全体会議を開催し、この「合同会議」は反対協議会を無視したものだと抗議文を送った。

4 1969 年・榛南原発闘争決戦の年・強まる原発推進の包囲のなか漁協原発反対 協は闘い続ける

漁協反対協の闘い続く

1968年の後半から、漁協原発反対協に対する原発建設推進の攻勢が強まると共に、地権者と中電の土地買収の交渉がまとまるというなかで、1969年の新年を迎えた。1月23日、漁協反対協議会は役員会において、浜岡の地主が土地を売っても漁民は絶対に海を売らない、と決議した。2月23日、共闘会議は、地権者が土地を売ろうが、榛南の漁民とともに、浜岡原発を阻止する!と宣言し、原発反対総決起集会を開き中心街をデモ行進した。浜岡町の浜岡中学西側広場に500人(漁業者350人、浜岡住民50人、革新団体100人)が集まった。そこで決議された「中電は原発断念を!」を各所に送った。

1969 年の 3 月に入り、原発対策審議会や漁協組合長たちからの働きかけが強まり、漁協反対協は、3 月 31 日の役員会において中電と話し合いを持つことを決めた。4 月 14 日、原発対策審議会の場で、中電と話し合い、漁民は、原発反対の 5 項目について中電の考えを質すが、

穏やかな話し合いは平行線のまま終わった。4月16日、漁協反対協は役員会を開き、今後の中電との話し合いついて協議した結果、中電との話し合いは必要なしと言う結論になった。さらに漁協反対協は4月24日に役員会を開き、疾岡原発設置反対の態度を変えないと再確認したのである。

電源開発調整審議会を臨んで、1969 年度・第 50 回電源開発調整審議会開かれる。決定を食い 止める

3月8日、中電は、電源開発調整審議会(電調審)において、1969年度の国の電源開発計画に浜岡原発1号炉を組み入れ、年度内に着工できるようにする申請書を提出した。5月16日、電調審幹事会が東京虎の門共済会館で開かれた。その前日の5月15日、共闘会議の代表は、通産省の電調審事務局に、浜岡原発建設を許可することに反対である旨の陳情を行った。そして16日当日、漁協反対協は会場で浜岡原発設置反対の陳情を行った。電調審幹事会は、5月23日、浜岡原発を許可する総会を開く決定をした。

総会前日の22日、漁協、県水産課、榛南5町長は通産省を訪ね、「慎重に!」と陳情した。この時、対策審議会の鈴木会長は「漁業補償など地元側の要望が受け入れられれば建設計画に反対しない旨の意向伝えた。23日、共闘会議は43人がバスで上京し、浜岡原発不許可処分の要望書を提出した。しかし電調審総会は、「地元の了解を条件に建設認可する」と決定した。この地元の了解とは、榛南6漁協の同意であり、この6漁協が同意すれば自動的に建設を認可するというものであった。

漁協反対協は、電調審開催に向けた中電の一方的な準備に抗議し念書をとる

6月14日、漁協反対協は、中電と名古屋駅前のホテルニューナゴヤで会見し、今回の電調審の準備が漁民無視で進められたことに抗議書を渡し念書を求めた。この要求に対し、中電は6月19日、漁協反対協と漁業組合に『念書』を手渡した。その内容は、以下の通りであった。

- 1 50回電調審の漁民無視の行為について反省・遺憾の意を表明
- 2 50回電調審の条件付き認可の趣旨を誠実に実行する
- 3 漁民の疑問解明のため両者の積極的な話し合いを希望する

この念書について、6月21日、漁協反対協は役員会を開き協議し、中電の誠意を認めるとした。さらに漁協反対協は、6月25日、知事を訪問して念書を守らせるよう監視を要望したところ、知事は了解した。共闘会議は、電調審総会が終わった後、幹事会を開き、榛南地域の街頭宣伝に取り組むことを決め、国の電調審が勝手に浜岡原発を承認しようとしたこと、危険な原発設置を食い止めなければならない、その力は住民に支えられた漁協の反対姿勢だと、漁協激励の訴えを続けた。宣伝車で榛南5町の漁村において報告活動をし、特に御前崎と吉田の漁港での早朝あいさつ、御前崎の女岩の部落での話し合い、漁が終わった後の1本釣り漁師との学習懇談会などの活動を日常的に取り組んだ。

浜岡原発問題究明委員会の発足、そして対策審の最終結論

漁協反対協が、第50回電調審をめぐって中電に原発断念を迫っている最中の6月6日に、 川口御前崎漁協組合長が「原発への対応は科学的データーをもとに態度を決めるべきである」 と発言すると、7月早々、原発対策審議会は、漁民独自の調査だとして浜岡原発問題究明委員 会(会長・川口)を結成した。究明委員会は、県水産試験場の全面的な協力と東海大学・岩下 三男教授の参加を得て、7月から9月まで知多火力と東海原発の温排水影響調査を行い、その調査結果から浜岡原発の漁業への影響を分析した。9月、この究明委員会は海洋調査報告書を原発審に提出した。

10月末、榛南 6漁協は、運営委員会(会長・菅原御前崎遠洋漁協組合長)を発足させ、各漁協は原発を受けいれる用意がある旨を知事に報告した。10月 30日、中電から、漁協県信連を通して榛南 6漁協の定期預金に 2億5000万円が振り込まれ、漁協組合長はそれを受けいれた。こうした動きに対し、11月 20日、県シラス船曳組合榛南支部は臨時総会を開き、原発対策審議会からの脱退、中電からの定期預金は返すべきである、6漁協運営委員会が出した原発前提の漁業振興策は白紙撤回すべきと決議し、漁協反対協に申し入れた。しかし 11月 30日、原発対策審議会は、会長所見の形で「原発の安全性確保など条件が満たされれば建設を認める」という最終見解を発表した。

その条件とは、1 県当局を含め安全監視機構を設ける、2 漁業被害への十分な補償、3 沿 岸漁業振興など地域開発を推進、であった。

11 月末に、漁協反対協の小野田会長が辞任届を提出した。12 月に入ると、各漁協は、この最終見解を受け入れる決議をしていった。12 月 5 日午後 1 時から、地頭方漁協は、同町役場で、総代会を開き、原対審会長所見を満場一致で承認した。同月 6 日午前 10 時から、吉田漁協が同漁協会議室で総代会を開いた。究明委員会の川口会長の説明のあと、満場一致、条件付き受け入れを承認した。同日午後 1 時から、 御前崎漁協が総代会を開いた。総代の一部から「まだいろいろと今後取り残された問題点や中電との交渉すべきことも多い」という発言があり、一時議事が難航したが、条件付き受け入れを承認した。この日、漁協反対協は、相良町内で役員会を開き、小野田会長が 11 月下旬に出した辞表について話し合い、結論を持ち越している。12 月 8 日、坂井平田漁協は総代会を開き、条件付き受け入れを承認した。同月 15 日、浅根漁場でシラス漁をしている県西部の 3 つの漁協(舞阪、浜名、福田)が、浜岡原発対策委員会を開き、条件付き受入れを承認した。そしてついに、同月 22 日、相良漁協も総代会を開き、条件付き受け入れを承認した。

共闘会議は、9月の段階であったが、究明委員会の調査活動の中で、東海大学海洋学部が行った原発の温排水がシラスに及ぼす影響調査を読んだ漁師たちが、あまりにもひどいということで、国会でとりあげることにした。東海大学海洋学部の岩下教授の実験は、プールに摂氏 18度の海水を満たしそこにシラスを放つ、そこへ5度ほど高温の温排水を注ぐとシラスは温排水の排水口の寄ってくるというのである。シラスは 23度くらいが生息に適正な温度であり、冷たい所を逃れて適温のところに移動するのは当たり前だというのである。辻一彦参院議員が科学技術特別委員会で、漁師たちも傍聴する中で、上記の調査は原発推進のためであり、国の電調審が認めることはできないと指摘した。

12月14日、原発反対自動車パレードを、100台が参加して、浜岡町池新田から榛南・相良 漁港まで繰り広げた。終着点の相良港で、畑藤十相良漁協組合長が原発反対の不退転の決意を 語った。

会長辞任・共闘会議脱退・漁協反対協解散へ

12月はじめ、漁協反対協が共闘会議から脱退するという電話が入った。それをうけて共闘会議の浜岡町の原発反対有志会の役員が、地頭方に赴き、「共闘会議を漁業補償の値上げのために

使ったのか!」と漁協反対協役員に強力な抗議をした。さらに、よく1970年1月27日、中電との第1回漁業補償交渉に入る時期に、漁協反対協は存在価値がなくなったとして実態的に解散した。

第5章 1970年、原発推進勢力にわかに活気づく

1 公害対策静岡県連絡会議、原子力委員会と交渉

1968年、浜岡原発建設予定地の地権者が、1969年に榛南の漁協が、中電の買収金の前に屈すると、1970年の年明けは原発推進勢力である中電・国・県がにわかに活気づき、2年間の遅れを取り戻そうと浜岡原発建設を一挙に推進してきた。共闘会議は、最大の阻止勢力であった原発反対の地権者と漁協を失い、1970年からは、原発反対の闘いの場が国の原子力行政機関に移り、新たな闘う熊勢づくりが求められた。

1970年初め、幸運にも日本科学者会議静岡支部が、静岡県下の公害・環境破壊の現状を憂えて公害対策静岡県連絡会議(公害連)の結成を呼びかけ、共闘会議もこの公害連に入り国・県など行政機関と中電に対する闘いに取り組むことになった。公害連の結成は1970年11月7日であるが、準備会の段階から公害連を名乗って1970年はじめから行動を開始した。公害連の構成組織は、県評、科学者会議、浜岡原発反対共闘会議、公害反対富士市民協、社会党、共産党などであった。

2 漁協に対する補償金交渉

漁協と中電、海洋調査の補償金交渉始める

1970年になり、中電は原発建設に必要な浅根漁場の海洋調査と漁協に対する補償交渉のために動き出した。1月21日、中電は榛南5漁協に対して、海洋調査の実施を申入れた。3月13日、御前崎役場で、中電と漁協は第1回「原発に関する漁業補償交渉委員会」を開いた。中電は中川副社長以下10人、地元漁協側は川口会長以下45人が参加し双方の基本的な考えを話し合っている。中電側は「原発建設に必要な海洋ボーリング調査を気象条件の関係から、4月1日から6月20日までの80日間実施させてほしい」と漁協側の協力を求めた。漁協側は、建設同意の条件として「1これまで各漁協が原発問題で使った経費の全額負担2海洋調査期間中の補償3原発完成後の事故防止のための監視機関の完備4漁業権の補償5地元に対する中電の積極的な公共投資」を示した。これが認められない場合は海洋調査を認めない、と言う態度を伝えた。

第2回交渉委員会は、3月22日、榛南漁協10人、県西部の浜名・福田漁協8人が参加し、中電静岡支店で開かれ、もっぱら海洋調査とその補償にしぼられた。この調査は、中電が海底取排水口を建設するための資料を得るというもので、迷惑料として5000万円を支払うという提案がなされ、漁協側は実際に調査海域を見てからと答えている。

第3回交渉委員会は、3月28日、榛南と県西部の漁協40人が参加し、中電支店で開かれ、漁業者側は調査海域を実際に見て補償額を検討したとして、1億円の要求を出した。5時間におよぶ話し合いの結果、中電は挨拶料を含め、7700万円を提案し妥協した。これまでの経費、将来の漁業に対する本補償はしばらく期間をおいて話し合うことになった。

浜岡原発の漁業補償交渉、6億1000万円で妥結

1970年5月30日、榛南5漁協と浜名2漁協によって構成される7漁協組合長連絡会議と中電との会議の席上、中電から、浜岡原発の冷却水取水塔などによって漁場がなくなる消滅区域と温排水などの影響区域とを対象に、漁業補償額として3億400万円が提示された。漁協側は提示額が少な過ぎると主張し、各組合単位に要求額をまとめることにしてこの会議は終わった。ところが、榛南漁協と遠州漁協との意見が整わず、歳末に至った。榛南5漁協の要求額は16億円、遠州2漁協は要求額未定、そのうえ原発地先の漁場は榛南側が遠州側に場所貸ししているということから補償金の配分をめぐって意見の対立が続いたからである。1971年2月2日に、静岡県庁で開かれた、双方で構成する漁業補償交渉委員会において、結局6億1000万円で妥結した。

県が榛南の漁業振興策と監視体制整備を進める

県は、榛南の5つの漁協別に漁場の造成、漁港整備、養殖と、総事業費1億3454万円の漁業振興策を、中電と漁協の漁業補償交渉に併行して検討していた。同時に、県は、原発隣接3町(浜岡、御前崎、相良)の町長、議長らの提言も受けて、県の衛生研究所、農業試験場、水産試験場、茶業試験場も参加する監視体制づくりの検討を始めた。

3 中電と原子力委員会、一挙に原子炉設置許可へと突き進む 電源開発調整審議会・浜岡原発を昭和45年度の電源開発基本計画に入れたと公示

1970年3月22日に、海洋調査の漁業補償金のための第2回交渉委員会が開催されると、国の電源開発調整審議会は、関係5漁協が浜岡原発の建設に同意したものと判断した。そして浜岡原発1号炉が1970年度の電源開発基本計画に組み入れられたことが官報に公示された。昨年5月23日の電調審開催時、漁協反対協と共闘会議が8日間にわたって中電の一方的な申請を認めるなと闘った成果、すなわち「漁協の同意を前提に許可する」という条件が満たされたとして許可したのである。

中電、佐藤総理に、原子炉設置許可申請書を提出 さらに、1969年12月に榛南と浜名の7漁協が原発対策審議会の最終見解に沿って浜岡原発設置を条件付きで同意したわけだが、その条件である漁業補償、監視体制、漁業振興の整備が、この時点で満たされたとして、5月22日、中電は佐藤栄作首相に原子炉設置許可申請書を提出した。これを受けて5月29日から、原子炉安全専門審査会が審査を開始した。

1970年11月7日、この原子炉安全専門審査会は「浜岡原発1号炉は安全である」とする報告書をまとめ、自動的に総理大臣の原子炉設置許可が出た。

4 公害連と共闘会議、対原子力委員会との交渉に取り組む共闘会議、補償交渉委員を選ぶな!と地域懇談会と街宣に取り組む

1970年、前述したように中電と漁協の間で補償交渉が始まったが、それに対して1月11日から榛南5漁協周辺で補償委員を選ばないよう街頭宣伝を開始した。2月24日、夕方の御前崎町白羽地区をはじめ、同町女岩地区などで、一本釣り漁民との地域懇談会を開いて、漁業補償交渉に入らないように話し合った。一隻の小舟で、早朝から一本釣りの漁にいそしむ漁師たちは、原発の今の情勢の情報の外におかれていた。改めて、上意下達の組織であることを知る。

共闘会議は浜岡町では、原発設置反対の署名にとりくんだ。この年、統一自治体選挙に当たり、 社会党は共闘会議議長の山本喜之助氏(社会党)を候補に擁立し、選挙運動にとりくみ、勝利している。6月19日、共闘会議は、公害連の構成団体として、原子炉安全専門審査会との交渉に参加し、独自に要請書を提出した。

5 公害対策静岡県連絡会議(公害連)原子炉安全専門審査会に要請行動を起こす

前述のように 1970 年 5 月 22 日中電が原子炉設置許可申請書を提出、それに伴い国は 5 月 28 日から原子炉安全専門審査会で審査を開始した。公害対策静岡県連絡会議(公害連と略す)は、この審査会に対し、浜岡の原発は極めて危険であるので、浜岡への設置は認めないように要請した。第 1 回は 1970 年 6 月 19 日、第 2 回は同年 11 月 27 日 第 3 回は 1971 年 3 月 10日。この 3 回にわたる原子炉安全専門審査会に対する公害連の交渉申し入れに、松永忠治参議院議員が国の原子力関係当局に責任者を出席するよう働きかけ、自らも 3 回の交渉に臨んでいる。

公害連、原子炉安全審査会等との第1回交渉

1970年6月19日、公害連は科学技術庁に出向き、日本原子力委員会・原子炉安全専門審査会の内田秀雄会長、科学技術庁の梅沢原子力局長、下村原子炉規制課長に対面し、浜岡原発の安全審査について説明を求めた。特に、審査の公開、中部電力からの申請書を含む審査資料の公開、慎重審議を要望した。公害連の要望に対して、内田会長は審査の公開と審査資料の公表を拒否して、次のように答えた。「審査には6ヶ月かかるが、原子炉立地審査指針に従って絶対に公害はださないようにする。この意味は一般人にケガをさせないということである。」と。

公害連、原子炉安全専門審査会との第2回交渉

1970年11月27日、原子炉安全専門審査会は浜岡原発1号機は安全であるという審査報告を発表した。この発表は、同時に総理大臣の原子炉設置許可である。11月27日、公害連は、科学技術庁で、梅沢原子力局長と下村原子炉規制課長に面会して、浜岡原発の原子炉について公開質問状を提出し、この質問に対する回答と公聴会の開催の要請をした。公開質問状は5つの質問からなっている。質問は以下の通りである。

- 1、原子力委員会の原子炉立地指針では、この地点は過去において大地震の実績を持たず将来に わたってもないとしているが、気象庁は近い将来マグニチュード8以上の大地震を警報してい ます。浜岡は原子炉設置にとって不適地であるが、どう審査するつもりですか。
- 2、先に、米イリノイ州のモーリス原発の風下地帯の乳児の死亡率が上昇したことから、アメリカ合衆国の科学者がモーリス発電所と同じ沸騰水型原子炉の設置は中止すべきだとの調査結果・対策を発表している。このモーリス原発の事件の内容と浜岡原発の沸騰水型原子炉の安全性について回答ください。
- 3、浜岡原発から海に放出される第 2 次冷却水並びに各種の洗浄水に含まれる放射性物質の核種と放射能の量はどの程度か、熱排水と合わせて漁場への影響,魚貝類への放射能の蓄積率、人体への影響について回答ください。
- 4、浜岡原発の取水現場は、浜岡町 3400 世帯の上水道水源地の近くであり、大量の地下水のくみ上げによる塩水化現象による被害が予想されますが、地質学的に見てどう分析されているの

でしょうか。

5、審査会の審査は、1 号機(電気出力 54 万 Kw)のみですが、将来 4 機 300 万 Kw にするなら、全体計画の中での 1 号機として審査されるのが当然ですが、そのように審査されるのかどうか回答ください。

公害連、原子炉安全専門審査会との第3回交渉

1971年3月10日、公害連は3度、先の公開質問状と公聴会開催の要請に対する回答を求めて、原子炉安全専門審査会の内田秀雄会長、科学技術庁原子力規制課の下村課長や職員との交渉をもった。結果は、浜岡原発1号機の申請書、公開質問状への回答、公聴会の開催は、この交渉の場でも要請したが、いずれも拒否された。

6 上記交渉における、トップ行政官たちの回答 1970年11月27日

答弁者 科学技術庁原子力局・梅沢局長 原子力規制課・下村課長

原子炉から放射性物質は確かに出る。しかし許容量以下で非常に少ない。レントゲン撮影の方がよっぽど沢山あびる。アメリカのモーリス発電所の乳幼児の死亡率は地域によって差がある。アメリカの原子力委員会は影響がないと言っている。熱排水で海水が何度上がるか、捨ててみないとわからない。熱排水は補償問題である。アメリカで熱排水が問題になっているというが、あれは川の場合で、川は熱排水が混ざらないが、海の場合はよく撹拌されるからその心配はない。大地震で原子炉施設が壊れるくらいだったら、人間はその辺に住んでいられない。地震があったら発電所に退避できるくらいである(自信満々)。

1971年3月10日

原子炉安全専門審査会・内田秀雄会長 科学技術庁原子炉規制課・下村課長他職員1名

内田・審査会の審査資料はあくまで専門家の立場から審査する資料であって公開するものでは ない。その中にはコマーシャルシークレト(商業秘密)があり尊重しなければならない。公開で きない。

下村・原子炉の安全審査は専門家の意見を聴いて審査するものであって、公聴会を開催するつもりはない。済んだ話である。

下村・発電所の中から放射能が絶対出ないと言えないが、基準を十分に下回っている。

内田・発電所からの廃棄物は十分に希釈され、魚の濃縮を考えても、沢山食べても大丈夫なように考えている。

下村・農産物への被曝は非常に低い。問題にならない。

内田・原発の排水口で人間が1年間1日2.2 リットルの水を飲み続けても大丈夫である。浄水場への影響は心配ない。専門家を信用してほしい。

下村・原発からの排水の放射能濃度の基準は ICRP の基準の 10 分の 1 であるから大丈夫。みなさんが飲んでいる水、食べているものの中にも放射性物質は入っている。

規制課職員・原子炉の事故の確率をゼロになるようにする議論は議論になりません。

終章 浜岡原発の排気塔から放射能はどこへ飛んでくのか〜浜岡原発 建設地点から、風船による放射能拡散調査

1971年1月から5月にかけて、5回にわたって、浜岡原発が稼働した時に浜岡原発排気塔からの放射性物質がどこまで飛んでいくのかを調査するために、浜岡原発建設地点から、風船を放った。縦・横35センチくらいの赤い風船に水素ガスをつめて、1回に500個をめどに飛ばした。その風船に、返信用ハガキとハガキ拾得者に拾得した地点と日時を書いて投函してくださるようお願いした手紙を吊るして飛ばしたのである。

風船揚げの結果は以下の通りである。

第1回 1971年1月2日 午前10時~12時 西風 地上風速5m/秒 風船の数 約200個 回収0個 多くの風船は駿河湾に落下したと思われる。

第2回 1971年2月14日 午後4時~6時 東風(雨の前) 風速1m/秒

風船の数 約750個 回収36個 風船を放った時、勢いよく低空を西へ飛んで行った. 西の落下地点は磐田市止まり、上空で東方に方向を変え千葉まで飛んでいる。取得地点は以下の通り。

磐田市 3、浅羽町(現在袋井市) 1、袋井市 3、掛川市 1、小笠町(現在掛川市) 2、大浜町(現在掛川市) 3、大須賀町(現在掛川市) 1、浜岡町(現在御前崎市) 4、相良町(現在御前崎市) 2、大井川町(現在焼津市) 2、榛原町(現在牧之原市) 3、焼津市 3、沼津市 2、三島市 1、伊東市 2、神奈川県横須賀市 1、千葉県印旛郡八街町(現在八街市) 1、千葉県山玉郡九十九町 1 第 3 回 1971 年 3 月 7 日 午前 10 時~12 時 西風 風速 10m/秒

風船の数 約 400 個 回収 10 個 風船は駿河湾に向かって飛び、駿河湾に全部落下したと思われたが、取得地点は以下の通り。

御前崎町4 浜岡町4 清水市1 沼津市1

第4回 1971年3月26日 午後4時~6時 北北東の風 風速3m/秒

風船の数 600 個 回収 43 個

風船は北北東に飛んでいったが上空で東に方向転換した。取得地点は以下の通り。

浜岡町9、御前崎町1、相良町9、榛原町1、榛原郡吉田町3、大井川町2、焼津市1、沼津市4、裾野市1、田方郡戸田村(現在沼津市)1、同郡韮山町(現在伊豆の国市)2、同郡大仁町(現在伊豆の国市)1、同郡修善寺町(現在伊豆市)1、神奈川県藤沢市1、同県川崎市1、同県横須賀市1、横浜市1、東京都大田区羽田町1、千葉県安房郡丸山町(現在南房総市)1

第5回 1971年5月23日 午前11時30分~午後1時 西風

風船の数 750 個 回収 43 個

浜岡町 5、御前崎町 1 (御前崎より西南 16 kmの海上)、小笠町 1、菊川町(現在菊川市) 3、相良町 3、榛原町 6、金谷町(現在島田市) 3、川根町(現在島田市) 1、本川根町(現在川根本町) 1、島田市 7、藤枝市 3、静岡市 2、清水市(現在静岡市) 1、御殿場市 1、山梨県中巨摩郡1、山梨県南都留郡忍野村 1

執筆者 櫻井 規順(33,420 文字)